

# 離婚届

平成 年 月 日 届出

長 あて

受理 平成 年 月 日 第 号	発送 平成 年 月 日					
送付 平成 年 月 日 第 号	長 印					
書類調査	戸籍記載	記載調査	附 票	住民票	住所地通知	本籍地通知

## 記入の注意

- ◎ 鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
- ◎ 筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
- ◎ **本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本または戸籍の全部事項証明書が必要ですから、あらかじめ用意してください。**
- ◎ そのほかに必要なもの  
 調停離婚のとき → 調停調書の謄本  
 和解離婚のとき → 和解調書の謄本  
 審判離婚のとき → 審判書の謄本と確定証明書  
 認諾離婚のとき → 和解調書の謄本  
 判決離婚のとき → 判決書の謄本と確定証明書
- ◎ 届出の際に本人確認書類（運転免許証、パスポート等）の提示を求める場合があります。くわしくは、届書を出す役場に確認してください。

※ □には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

(1) 氏名	夫 氏 名	妻 氏 名
生 年 月 日	□昭和 □平成 年 月 日	□昭和 □平成 年 月 日
住 所	世帯主の氏名	
本 籍	番地番	
離婚の種別	<input type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 年 月 日 成立 <input type="checkbox"/> 審判 年 月 日 確定	<input type="checkbox"/> 和解 年 月 日 成立 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 年 月 日 認諾 <input type="checkbox"/> 判決 年 月 日 確定
婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫 は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input type="checkbox"/> 妻 は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる (よみかた)	
同居の期間	□ 昭和 年 月 から	□ 昭和 年 月 まで
別居する前の住所	□ 平成 (同居をはじめたとき) □ 平成 (別居したとき)	
別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯 (日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯 (日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者の世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯	
夫婦の職業	(国勢調査の年の4月1日から翌年3月31日までに届出するときだけ書いてください)	
夫	夫の職業	妻の職業
届出人	夫 印	妻 印
事件簿番号	住 定 年 月 日	
	夫 昭 平 年 月 日	妻 昭 平 年 月 日
	連絡先	電話 ( ) - 番
		自宅・携帯・勤務先・呼出 方

証 人 (協議離婚のときだけ必要です)		
署 名	印	印
押 印		
生 年 月 日	□大正 □平成 年 月 日	□大正 □平成 年 月 日
	□昭和	□昭和
住 所		
本 籍	番地番	番地番

→ 今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください。この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。

→ 同居をはじめたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居をはじめた年月のうち早いほうを書いてください。

※ 届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

(面会交流)

取決めをしている。  
 まだ決めていない。

(養育費の分担)

取決めをしている。  
 まだ決めていない。

未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

→ 印は各自別々の印を押してください。

→ 平日昼間に連絡のとれる番号を書いてください。

住所の異動について

◎離婚に伴い住所が変わる方は、別に住民異動届(転入届・転居届等)の手続きが必要となります。離婚届と同時にこれらの届を出すときは、「住所欄」に新住所・新世帯主を記入してください。

◎就業時間外(土・日、祝・祭日等)の住民異動届は受付できませんので後日提出願います。

※ 消せるボールペンは使わないでください。